

令和8年3月26日
新潟県情報公開審査会

新潟県情報公開審査会は、「捜査に関する文書」の部分公開決定に対する審査請求について、答申を行いました。

新潟県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、新潟県公安委員会からの諮問に対し、新潟県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人に関する情報）第4号（公共の安全等に関する情報）第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する部分があることを理由とした新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）の部分公開決定は妥当である旨の答申を行いました。

この諮問は、本部長による部分公開決定を不服とした請求者（審査請求人）からの審査請求を受けて行われたものであり、審査会では、本件処分の妥当性について判断し、答申を行いました。

1 公開請求の対象とされた行政文書

北朝鮮に拉致された横田めぐみの捜査に関連する公文書

2 審査会の判断の要旨

本部長が条例第7条第2号、第4号又は第6号に該当するとして非公開とした判断は、妥当である。

3 答申までの経過

- ・ 令和7年1月16日 請求者による公開請求
- ・ 令和7年3月12日 本部長による部分公開決定
- ・ 令和7年4月23日 請求者による審査請求
- ・ 令和7年7月10日 新潟県公安委員会から審査会へ諮問
- ・ 令和8年3月26日 審査会から新潟県公安委員会へ答申

4 その他

答申文については、新潟県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunsho/jouhoukoukaishinsakai.html>

本件のお問い合わせ先
法務文書課行政情報室 担当：中村・古澤
(直通)025-280-5021 (内線)2088